

マネージメント・レター 224  
労働契約法が3月1日から施行

就労形態が多様化し、労働者と雇用主との個別紛争が増加しております。紛争の解決手段として裁判のほか個別労働紛争制度（労働審判制度）が施行されておりますが、民法上の特別法としての法律制定がなされておりました。

そこで、昨年12月に「労働契約法」が制定され、労働契約についての基本的ルールが明らかにされH20年3月1日に施行されました。

「労働契約法」は労使紛争の判例を集約する形でまとめられた法律です。採用や解雇などのルールを明確にし、労使が対等な立場で自主的に労働条件を決定する事を促し、労働者個人と企業との紛争防止に対応する事を基本的な考えとしています。

労働基準法との関係を見ますと、基準法は労働条件の最低基準を定め、罰則・指導などにより労働条件の確保をはかる法律です。しかし、「労働契約法」は、民法の特別法という位置づけになっており民法上の責任は問われますが、労働基準法のように罰則や行政の監督・指導はありません。（行政関与はあくまで情報収集と提供・援助・指針の策定のみ）

#### 「労働契約法」の概要

- 労働契約の締結・・・労使間の合意原則を明確化、契約内容の理解促進、安全配慮
- 労働契約の変更・・・成立・変更の原則や労働契約と就業規則の関係の明確化
- 労働契約継続終了・・・不当な懲戒、解雇等の防止
- 有期労働契約・・・有期契約労働者が安心して働ける内容の明確化

#### 今月のワンポイント

個人の確定申告の振替納税日(口座振替)は以下の通りです。振替納税を利用されている方は事前に預金残高をご確認ください

平成19年分申告所得税	振替日 4月22日(火)
平成19年分消費税及び地方消費税	振替日 4月24日(木)